

(資料1)

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」
(平成25年12月24日閣議決定)(抄)

その他新たな独立行政法人制度及び組織への移行に当たっての措置等

全体の取組状況について、行政改革推進本部によるフォローアップを実施する。

(別紙)各法人等について講ずべき措置

【国民生活センター】

中期目標管理型の法人とする。

相模原研修施設の再開については、施設の利用見込み、長期を含めたコスト等を総合的に勘案した上で、平成26年夏までに結論を得る。

東京事務所については、同事務所が合築されている建物に所在する品川税務署の移転計画が撤回されたことから、引き続き同事務所において業務を実施する。